

国際的な人の往来の再開

令和 2 年 10 月 30 日

1. 日本在住のビジネスパーソンの短期出張ニーズへの対応

11 月 1 日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置（注 1）を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認める。

（注 1）新型コロナウイルス検査、帰国後 14 日間の公共交通機関不使用及び位置情報の保存、誓約書及び「本邦活動計画書」の提出等（入国拒否対象地域への出張の場合は、機内及び帰国後 14 日間のマスク着用並びに受入責任者による健康フォローアップの実施について誓約を求める）。また、渡航先への滞在期間は 7 日以内（渡航先での隔離要請期間を除く）に限定するとともに、渡航先での滞在場所は業務上必要最小限のものとし、感染防止対策を徹底することについても誓約を求める。

2. 入国拒否対象地域の指定解除・追加指定（注 2）

（1）入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の指定を解除（注 3）。ただし、当該国・地域の感染状況いかによっては、再度入国拒否対象地域に指定することを検討。

豪州、シンガポール、タイ、韓国、中国（香港及びマカオを含む）、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、台湾

（2）入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

ミャンマー、ヨルダン

（注 2）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で 152 か国・地域となる。

（注 3）入国拒否対象地域の指定解除の後も、既に実施済みの査証免除措置の停止措置及び発給済み査証の効力停止措置は継続する。

3. 検疫の強化等

上記 2.（1）に掲げる国・地域からの入国者については、入国前 14 日以内に上陸拒否対象地域に滞在歴がない限り、原則として、新型コロナウイルス検査の実施対象としない。14 日以内に上記 2.（2）の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、新型コロナウイルス検査の実施対象とする。

4. 査証の制限

上記2.(1)の国・地域のうち、豪州、ニュージーランド、台湾に対する査証免除措置を停止する。また、これらの国・地域との間のAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を停止する。

上記2.、3.及び4.の措置は、11月1日午前0時から当分の間実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

以上